

ヒアリングにおける各団体提出資料 目次

- 日本教育大学協会（発表者：村松泰子会長） P. 1
- 日本教職大学院協会（発表者：加治佐哲也會長・長島啓記前副会長） P. 5
- 全国特別支援学級設置学校長協会（発表者：河本眞一会長） P. 7
- 公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会（発表者：石曾根誠一常務理事） . P. 10
- 日本私立小学校連合会（発表者：加藤三明常任理事） P. 15
- 公益社団法人全国学校栄養士協議会（発表者：長島美保子会長） P. 18
- 全国都道府県教育委員長協議会・全国都道府県教育長協議会（発表者：安倍徹委員） . P. 22
- 提言・実践首長会（発表者：橋本正法事務局長） P. 27

中央教育審議会教育振興基本計画部会「第2期教育振興基本計画について (審議経過報告)」(平成24年8月24日)への要望書

日本教育大学協会

1. はじめに

中央教育審議会は、「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」(以下、「審議経過報告」と略記する)の発表後、8月28日に「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(以下、「大学教育答申」と略記する)および「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」(以下、「教員の資質能力答申」と略記する)を答申した。

日本教育大学協会は、「生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」の質的転換に改革の方向性を定めた「大学教育答申」と、「学び続ける教員像の確立」を課題とし「教育委員会と大学との連携・協働により学び続ける教員を支援する仕組みを構築」しつつ「教員養成を修士レベル化し、教員を高度専門職業人として明確に位置付ける」ことに教員養成改革の方向性を定めた「教員の資質能力答申」とは通底しており、不可分の関係にあると考えている。

そして、日本教育大学協会は、「開放制」と「大学における教員養成」を制度原則とする日本の教員養成の向上・発展に責任をもつ立場から、両答申におけるこうした改革の基本的な方向性を支持している。本協会としても、一方で大学教育の質的転換、他方で学び続ける教員を支援する仕組みの構築と教員養成の修士レベル化を同期させて進行することに取り組んでいくことが重要と捉えている。

以下の「審議経過報告」に対する意見・要望は、中央教育審議会の両答申が求める改革を実現するとの本協会の立場に基づくものである。

2. 「基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上」をめぐって

「審議経過報告」のこの部分は、「教員の資質能力答申」の内容を第2期教育振興基本計画に盛り込むことを企図しているものとみられる。その意味で、当該箇所は、本協会からの立場からは特に重要な部分であるといえる。少なくとも次の3点が検討されるべきである。

第1は、41ページ【主な取組】の「3-1」のタイトルに「教員養成の修士レベル化」がキーワードとして明記されるべきである。

「審議経過報告」での「3-1」のタイトルは、前ページ「基本的な考え方」の後段部分の繰り返しにすぎず、「主な取組」の表現としては適切さを欠き、具体性に乏しいため修正すべきである。その際、「教員養成の修士レベル化」は、「教員の資質能力答申」のキーワードであり、平成25年度から29年度の5年

間に、その実現に向けて着実に進めるようタイトルに明示すべきである。

また、「3-1」の説明文も、学部における教員養成の取組と修士レベルの教員養成の取組とが分節化されることなく1つの文で表現されていて、誤読される危険性が否定できないためわかりやすい表現に改めるべきである。

第2は、教職大学院を含む修士レベルの現職研修の拡充を図る観点から、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく研修等定数に関してさらなる増員を図り、大学院への派遣に係るものについては優先的に配分を行うことを、【主な取組】の「3-1」の説明部分で明記すべきである。特に教職大学院では、現職教員を対象にスクールリーダーの育成について成果をあげていることから、教職大学院への現職教員の派遣について一層の充実を図る必要がある。

「審議経過報告」においても、41 ページに「研修等定数の効果的活用」と記述されているが、これだけでは不十分であると考ええる。

また、例えば、教職大学院の学校現場での実習を重視した教員養成カリキュラムを修了した者に対しては、教員採用試験における一部試験の免除等教職大学院への進学に対する何らかのインセンティブについて検討が望まれることを【現状と課題】に明記すべきである。さらに教職大学院及び高度専門職業人としての新たな教員養成の修士プログラムを修了した者については、採用後に処遇面でも配慮されることが望ましい。

第3は、学費負担を軽減し、優秀な学生が大学院で安心して教員に必要な学修研究に取り組めるよう、特別な奨学金制度の創設等、給付型の経済支援を強化する仕組みを構築することを、【主な取組】の「3-1」の説明部分において明記すべきである。

「審議経過報告」では、68 ページの「基本施策 14」の大学院の機能強化等に関わって、【現状と課題】の最後に、「給付型の経済支援を強化する必要がある。」との指摘がみられる。こうした文脈からの分枝として、「基本施策 3」の当該個所に上記のことを記載することは合理的であり、必要であると考ええる。

3. 地域社会との関わりをめぐって：「基本施策 20 地域社会の中核となる大学を支援する COC 構想の推進」および「基本施策 23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備」をめぐって

日本教育大学協会は、「基本施策 20」を高く評価し、重く受け止める。

「審議経過報告」が指摘するように、「知的創造活動の拠点である大学は、地域の中核的存在（Center of Community）である。」とりわけ国立大学（国立大学法人）の教員養成系大学・学部は、近代日本の学校教育制度の発足以来、各地域における学校教育に根ざして相当数の教員を安定的に供給してきたとともに、地域の様々な教育課題の解決に取り組み、地域の発展や活性化に大きく

貢献してきている。また、これら両面において、附属学校の担ってきた役割は大きい。本協会会員である国立大学法人の教員養成系大学・学部は、人材・知見・ノウハウ等が集積された組織として、自治体等と連携し、教育分野における COC としての役割をこれまでも果たしてきたが、より一層強化していく所存である。

また、「基本施策 23」において指摘されている「近年の非正規教員の増加傾向」は、「世界トップの学力水準を目指す」成果目標（31 ページ）からみても重大であり、早急の改善策がとられなければならない。各都道府県教育委員会との連携・協働により、本協会会員である国立大学の教員養成系大学・学部は、この問題の解決に向け取り組んでいきたいと考える。

さらに、知識基盤社会、グローバル化社会を生き抜く人材を育成し、「基本施策 1」及び「基本施策 2」で掲げられている教育の実現など、今後地域の学校が抱える課題や期待に対応するためには、教員養成を行っている大学現場のハード面、ソフト面での環境整備も重要であることを明記すべきである。

4. 「基本施策 25 大学におけるガバナンスの機能強化」をめぐって

「審議経過報告」は、96 ページ【主な取組】において、国立大学に関わっては、「学長・学部長のリーダーシップの発揮等による適切な意思決定を可能とする組織運営の確立、基盤的経費の一層のメリハリある配分等、そのための支援を実施する。」としている。

しかし、国立の教員養成系大学・学部、とりわけ元々財政規模が大きくなく人件費比率が 80%程度であった単科の教員養成系大学は、第 1 期中期目標期間における運営費交付金の毎年度 1%削減およびそれに加えての人件費の抑制措置、さらには第 2 期中期目標期間に入ってから相次ぐ予算削減措置等により、基盤的経費が、大学としての日常の教育研究経費の維持に支障をきたしかねない水準に至っている。そのため、国立の教員養成系大学・学部においては、その最も重要な資産であり学修環境である大学教員の専任教員数を、法人化前と比べて 2 割前後削減した、または、しようとしている現状がある。

こうした厳しい財政状況の中で、国立の教員養成系大学・学部が、教員養成の修士レベル化を主体的に担っていくためには、そのための独自の財政的措置が必要である。この課題は、個々の大学・学部のリーダーシップや経営的な裁量の範囲を超えていることは明らかである。

特に教職大学院の場合、修士課程と比較して、45 単位以上という多い単位数の修了要件、そうした教育課程の運営に必要な教員数、その内 4 割以上必要な実務家教員、教職大学院担当教員は大学設置基準や大学院設置基準の教員の数に算入できないとの規定、さらには、新たに整備しなければならない施設設備等の財政的負担を伴う問題があり、仮に設置基準の緩和等が施されたとしても、

教職大学院を設置し運営するための財政的な負担は、なお重い。

教員養成の修士レベル化を段階的かつ着実に実現するための独自の財政措置に関する具体的な施策を、第2期教育振興基本計画に盛り込むことを強く要望するものである。

5. 「基本施策 26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進」をめぐって

「審議経過報告」は、「基本施策 26」の【主な取組】「26-3」において「各大学が国公立大学の設置形態を超え……共同の教育・質保証システムの構築を行う優れた取組を重点的に支援することにより、各大学の強みを活かした機能別分化を推進するとともに、様々な社会の要請に応える人材の育成を図る。」としている。この観点は重要な指摘であり、日本教育大学協会としても、教員養成の分野において、こうした方向性について改革の具体化を図っていきたいと考える。

以 上

中央教育審議会教育振興基本計画部会
『第 2 期教育振興基本計画（審議経過報告）』への意見具申

日本教職大学院協会

これまで教職大学院は、教員の資質能力のさらなる向上にむけて、新たな教師教育の実践例を提供するモデルを生み出してきた。日本教職大学院協会は、本年 8 月 28 日に中央教育審議会で行きとめられた教員の資質能力の向上方策に関する答申を実現するため、教員養成の修士レベル化等を通じて教員の資質能力の総合的な向上を目指す施策を盛り込んだ本基本計画の方向性に賛同する。今後、教員養成の修士レベル化に向けて、今後 5 年間の具体的な目標を示すことにより確実に本基本計画が実行されるよう、以下に教員養成の資質能力の総合的な向上（〔基本施策 3〕）に関わる本協会の意見をまとめた。

1. 教育委員会・学校と大学の連携・協働

教職生活全体を通じて学び続ける教員を養成・支援していくためには、現職教員研修等においてのみならず養成段階から大学と学校や教育委員会等の関係機関が連携・協働していく必要がある。そのためには、これまで理論と実践を往還する学びを提供してきた教職大学院がその核となり、地域の各大学と学校や教育委員会とが連携・協働できるネットワークの構築を推し進めていく必要がある。教育委員会と大学との連携・協働により、初任者研修をはじめとする現職研修について、プログラム化・単位化を推進するとともに、このような研修を免許法認定講習としても開設し、より多くの現職教員が専修免許状を取得できる工夫を行う必要がある。その点を施策の中で言及していただきたい。また、教職大学院を中心とした教育委員会・学校と大学の連携・協働という観点は、〔基本施策 20 地域社会の中核となる大学を支援する COC 構想の推進〕〔基本施策 26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進〕とも密接に結びついていると考えられることから、これらの施策の中でも言及していただきたい。

2. 教職大学院の拡充・発展

現状の教職大学院の数では、必ずしも十分な人数の教員養成を行うことができない。本基本計画ではその点を考慮し、教職大学院の拡充・発展について言及されているが、教職大学院のさらなる設置が可能となり、国公立の教職大学院が他大学との連携を通して教員養成における先導的な役割を今まで以上に果たすことができるようになるためには、大学院設置基準および専門職大学院設置基準の見直し教職大学院が設置しやすい環境を整えるとともに、一部の自治体で行っている教職大学院修了者についての教員採用選考における選考内容の一部免除、合格者の名簿登載期間の延長などの取組を拡充し、学生が教職大学院を目指しやすい環境を整えることが必要である。この点に関して

施策の中で言及していただきたい。また、この点は、〔基本施策 8 大学教育の質の保証〕〔基本施策 26 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進〕〔基本施策 27 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備〕とも関係することから、これらの施策の中でも言及していただきたい。

さらに、教職大学院の拡充・発展を進め、優秀な学生を確保し、教科や教職に関する高度な専門的知識と実践的指導力を有する一定規模の人材を安定的に輩出していくには、授業料の減免措置や奨学金制度の充実が必要であり、この点についても施策の中で言及していただきたい。

3. 研修等定数の増加等

優秀で意欲のある教員の成長を支え、資質能力をさらに向上させていくためには、現職研修だけでなく教職大学院等での大学における高度な学びが必要不可欠である。しかし、教職員定数等の問題により、現状ではそうした学びを教員自らが進んで受けられるような環境が十分に整っているとは必ずしも言えない。したがって、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づく研修等定数について、教職大学院への派遣に係るものの大幅な増員を図るとともに、研修等定数の加配を各都道府県に配分する際に、教職大学院への派遣に係るものについては優先的に配分することができるような条件整備が必要であることから、その旨を明記していただきたい。特に、教職大学院では、スクールリーダーの育成について成果を上げており、各教育委員会が主幹教諭や指導主事の候補者となる 30 代から 40 代の教員を積極的に教職大学院に研修派遣できるよう必要な研修等定数を計画的に充実させる必要がある。また、教員養成の修士レベル化を念頭に、現職教員の専修免許状の取得を促進する必要がある。その際、現職教員が大学院で学びやすい環境を整備するため、夜間や通信教育で学修できる大学院を充実させる必要がある。

また、わが国の中等教育において私立学校の果たしている役割の大きさを鑑みると、私立学校教員の資質能力の向上のために、教職大学院等での高度な学びは必要不可欠である。そうした学びが可能となる環境を整えるための財政措置について、〔基本施策 28 私立学校の振興〕の中で言及していただきたい。

4. 財政措置とタイムスケジュールの提示

〔基本施策 3〕は、8 月 28 日に出された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」に基づき、実行されていくことになる。第 2 期教育振興基本計画の実行にあたっては、「教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議」における議論等を踏まえながら進められることになると思うが、施策が確実に実行に移されるような財政措置と 5 年間の具体的タイムスケジュールを明確に示していただきたい。

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」ヒアリング

平成24年10月12日

全国特別支援学級設置学校長協会会長

中野区立上高田小学校校長

河本 眞一

本日のヒアリングに、全国特別支援学級設置学校長協会（全特協）を代表して参加させていただく機会を与えていただきましたことに、まずお礼申し上げます。ありがとうございました。

全特協といたしまして、以下3点について意見を述べさせていただきます。

1. 最初に、P45『基本施策5 特別なニーズに対応した教育の推進』の中の『基本的な考え方』にあります「……可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ……」という文言ですが、これは平成23年8月に改正施行された障害者基本法第16条第1項にある「……障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ……」に通じるものと理解しています。

しかし、全特協では、ここで言う「可能な限り」を社会全体が、インクルーシブ教育システムの実現はすべての児童生徒が居住する地域の小中学校の通常の学級に在籍することであり、そのことが共生社会の形成の第一歩になると誤解していくことがないだろうかと懸念しているところです。

平成24年7月23日に中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が公表されました。約2年間19回におよんだ「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」で検討された内容を盛り込んだものです。

報告の中で、「多様な学びの場の整備と学校間連携の推進」が重要であり、多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要とまとめています。また、共生社会の形成に向けては、「個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要」としています。

全特協といたしましては、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供でき教育環境での教育こそ、自立と社会参加につながるものと確信しています。その教育環境の中で、意図的、計画的、継続的に行われる交流及び共同学習の充実こそが、障害がある児童生徒にとっても障害のない児童生徒にとっても共生社会の形成者としての素地を育むものと考えています。前障害者基

本法及び改正障害者基本法にも明記され、また新学習指導要領の総則の中にも位置づけられている交流及び共同学習は、インクルーシブ教育システム構築の切り札の一つであると考えております。

特別支援学校の児童生徒による居住地の小中学校との交流及び共同学習はもちろんのこと、特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を充実していくための努力は、今後学校現場とともに行政によるその推進のための支援は、「可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮する」を支えるための多様な学びの場であり、学びの場を選択決定するための要件ととらえたいと考えております。

2. 次に、同じく P45『現状と課題』 2つめの○、幼・小・中・高等学校における個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率に関してです。個別の指導計画 65%、個別の教育支援計画 49%と表記されていますが、この値は誤解を招くのではないかと危惧します。正確には、文部科学省の平成 23 年度調査によりますと、幼稚園の個別の指導計画作成率 40.1%、個別の教育支援計画 30.9%、小学校 89.6%、70.6%、中学校 79.0%、63.7%、高等学校 19.9%、17.7%となっています。

個別の指導計画及び個別の教育支援計画の必要性は、特に義務教育の段階から、中でも公立の小中学校での充実が図られていることがわかります。幼・小・中・高等学校を平均した値、65%・49%の数字はいささかおおざっぱすぎる感があります。個別の指導計画及び個別の教育支援計画の重要性と必要性に関しましては、誰もが認めているところです。しかし、各学校種、各学校によって、整備されていないのが現状であろうかと思えます。その実状は正確に伝わるような配慮をお願いいたします。

3. 最後に 3 点目としまして、P41、『基本施策 3 教員の資質能力の総合的な向上』の『主な取組 3-1』「教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築」についてです。

教員の専門性の向上につきましては、特に特別支援教育に直接携わっている特別支援学級の担任はもちろんのこと、近年通常の学級に籍を置いています発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒の指導にあたる通常の学級の担任にとりましても、特別支援教育に関する知見や指導技術等の専門性の担保は必須のことと考えています。平成 14 年 2 月に文部科学省が行いました全国調査では、通常の学級の中で特別な支援を必要とする児童生徒は 6.3%という値でした。10 年後の平成 24 年 2 月に文部科学省は同じ調査を行いました。その結果が近々のうちに発表されると思いますが、いずれにいたしましても通常の学級の中で一定の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が存在していることは確かなことです。

したがって、これからの教員の専門性の担保には、まず、大学卒業時にど

れだけの実践的な指導力を有しているかが重要になります。たとえば、教育実習の期間の延長と複数の実習校の経験も必要と考えます。

また、特別支援学校教諭免許状の保有率が、現在（23年度）特別支援学級担当者の31.0%（小学校32.8%、中学校27.0%）にすぎないことは、専門性の向上の視点からも解決しなければならない課題と考えています。

以上3点を上げさせていただきました。「まとめ」にはありませんが、この3点は、言うまでもなく各学校の校長の学校経営方針に基づくリーダーシップとマネジメントの発揮に他なりません。全特協では、現在平成19年4月1日付で文部科学省初等中等教育局長名で出された「特別支援教育の推進について（通知）」を再度取り上げております。特に「2. 校長の責務 すなわち、校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。」

平成19年は、学校教育法の一部改正があり、それまでの特殊教育が特別支援教育に変更になった画期的な年でもあります。あの日から丸5年が経過し、6年目に入っている現在、19年度以降に校長に昇任された者も多くなってきています。全特協といたしましては、特別支援教育の原点に立ち返って今後の特別支援教育を考えていきたいと思っております。

「第2期教育振興基本計画について」ヒヤリング

(公財)全国高等学校定時制通信制教育振興会
常務理事 石曾根 誠一

中央教育審議会の「第2期教育振興基本計画」報告書に対し、意見を述べる機会を与えて頂きましたこと誠に有り難うございます。

平成23年6月から、第2期教育振興基本計画のあり方について、17回の審議を重ねて幼児教育から高等教育の分野まで全体的に良くまとめられた報告書を読ませて頂き、報告書の内容の高さに教育の一部に係わる一人として感謝いたします。

ここでは、時間の関係もありますので定時制・通信制高校に学ぶ生徒に係わる事を中心に、基本施策について、日頃考えていることについて述べさせていただきます。

高等学校への進学率は98%を超え、現在では高等学校は国民的な教育機関となっております。

そこで、社会を生き抜く力の育成で主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした基本的な取り組みとして、「生きる力」・「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」の確実な育成の4点が挙げられているが、「確かな学力」でPISAの平均得点がトップを目指す事は大切なことである。ここではあるレベル以下の切り捨てが必然的に生じる事である。また、「豊かな心」の確実な育成では「いじめ」のないきめ細かな質の高い教育の実現のために、少人数学級の推進など教職員定数の改善、少人数学級や少人数指導の取り組みを検討されているが、「いじめ」等の問題に対しては、クラス人数の少人数化は必ずしも良しとは言いがたい。しかし、学習面での少人数指導は極めて有効であると考えられる。

基本施策1：平成23年度「高等学校教育改革の推進に関する取り組み」の実践研究のうち、高等学校の定時制課程・通信制課程の在り方に関する調査研究を行いました。全国的な調査として高等学校定時制課程・通信制課程に在学している生徒の実状、入学動機並びに、不登校経験者、中途退学者、学習障害・発達障害のある生徒など、多様化する生徒の実態を踏まえるとともに、高等学校を取り巻く社会・経済等の環境の変化に対応するため、生徒の実態とそれに対応した学校の取り組み、生徒や保護者、地域、社会のニーズに応じた高等学校作りを進める事が必要である。

基本施策2：基本的な考え方として、児童生徒の豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、自主的に判断し適切に行動する力などを育むために、道徳教育や人権教育を推進する事が唱われているが、そのためには如何にその有効な対策を模索するかである。

現状と課題の～いじめ、暴力行為等の対応について～の文書は当に的を射ていると言えるが、具体的な取り組みについては残念ながら無いことである。

「いじめ」等の問題に対しては、クラス人数の少人数化は必ずしも良とは言いがたい。少人数になると生徒同士の人間関係が崩れた後の修復が難しくなる事があるが、学習面での少人数指導は極めて有効であると考えられる。

基本施策3：教育の課題を云々する時には、必ず議論されるのが教職員の資質の問題である。教職員の資質の向上については、平成20年度には教職員大学院の創設や指導改善研修の導入があり、平成21年度からの教員免許更新制の実施、平成22年度には教職実践演習の導入が進められ、資質の向上を目指した取り組みに尽力されていることは理解している。しかし、自身の経験から考えてみると、教職員大学院の創設や指導改善研修の導入・教員免許更新制の実施・教職実践演習の導入が行われても、教員一人ひとりの教育に対する理解が育ってないという感じである。

【主な取組】3-1、3-2にあげられている、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改善による学び続ける教員を支援する仕組みの構築、適切な人事管理の実施の促進については、大いに賛成ではあるが、教職員の実践的指導力、高度な専門的知識の習得、教員としての自覚・意識については、初任者研修・5年経験者研修等を担当して感じられたことを若干考えを述べてみたい。

何故教員になったのか？、と教員になった動機を聞くとほとんどは、子供たちに将来を見据えた希望の持てる教育をしたかったから、立派な日本人としての教育をしたいからといった答えが返ってくる。が、本音では教員は安定しているから、男女の区別が無く給料も比較的良いからという回答である。では、教科の教える意義・目標はと聞くと、学習者たちが新聞を読めるようにとか、生活に困らないようにとか、買い物に不自由しないようにと、これまた千差万別の回答である。では、何故、数学で微分・積分を学習しないと単位を貰えないの？。と質問すると、ほとんどの先生は回答に詰まってしまいます・・・

高等学校や大学で国語を、数学を、社会科を、理科を・・・勉強しなくても、我が子を「虐待したり」「殺したり」しない、立派なお父さんにもお母さんにもなれるでは？。大学ではそんなこと習わなかった。である。

基本施策5：特別なニーズに対応した教育の推進であるが、それは今、全国の定時制・通信制高等学校で現場の大きな悩みの一つである。特別な支援を必要としている生徒は、定時制課程で7,0%(7,103名)、通信制で8,5%(6,400名)である。

全日制高校への入学が困難な生徒は定時制課程を、毎日の通学が困難な生徒の多くは通信制課程を選択している。この内、学習障害のある生徒は定時制課程で2,9%(2,890名)、通信制課程では1,5%(1,015名)。発達障害のある生徒は定時制課程で4,0%(4,283名)、通信制課程は3,0%(2,038名)であるが、学校によっては、特別支援を必要とする生徒が10%にもなっている学校があるのである。

この特別支援を必要としている生徒の具体的な指導法としては、カウンセラー等との相談(456件)、専門機関との連携(378件)、特別支援学校との連携(163件)、個別補習等の取り出し(273件)、個別学習場所の確保(157件)等現場ではいろいろな方法で対応しているのが実状である。

外国籍の生徒は、今回の調査では1,7%が在学している。数としては比較的少ないが日本語を十分理解できない生徒も在学しているので、学校現場では大変な労力を費やしている事が推察できる。

基本施策6：基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力など、主体的に学習に取り組む態度や学力を全ての生徒に行うことは極めて大切なことである。ところが、生徒に直接質問した結果、定時制高校に入学した理由については、「高等学校の資格が必要だから」「全日制高校に入学できなかったから」の2項目で5割以上の回答があった。過去の「経済的に働く必要があったから」働きながら学ぶという定時制・通信制課程から、中学校時代からの不登校経験者、学力に自信のない生徒で全日制高校に入学できないから(むしろ消極的選択から)入学したという生徒が多く在学しているのが実状である。

定時制・通信制課程に学ぶ生徒の「学習を希望する教科」を見ても、「卒業資格」や「大学等の進学」の他は社会人として生活して行くための基礎知識を学びたいと多くの生徒が望んでいる。そのためには、全国学力・学習状況調査について、人間教育を第一に社会人としての基本的な規則を取得できて「夢と希望」の持てる魅力ある学校づくりを望みたい。

基本施策10：現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進であるが、定時制・通信制高校に学ぶ多くの生徒は、基本施策6でも述べてきたが、全日制高校を中途退学した生徒や小・中学校時代からの不登校経験者、引きこもりの生徒等支援を必要とする生徒など、少なからず心に傷を負った多様な生徒の受

け入れを担う定時制・通信制課程において、青少年の健全育成の観点からも、教員の増員、相談室の等の施設・設備の充実と養護教諭・相談員の全校配置など、生徒の進路・健康・精神面等での相談相手になる教員のカウンセリング研修の実施を優先して欲しい。そうすることで現代的・社会的な課題に対応した学習活動が推進されるものと考えている。

基本施策12：キャリア教育の充実、社会への接続支援、

定時制・通信制に学ぶ多くの生徒は、コミュニケーション能力など社会人・職業人としての基本的能力が低く、それが彼らの社会生活を困難にさせている。このような現状のもと、定時制・通信制高等学校では生徒の「社会を生き抜く力」の育成を目指して、生徒の発達段階に応じたキャリア教育を各学校において進められている。

基本施策17：学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援についてであるが、我々の調査でも明らかのように未成年で一人親家庭が極めて多いことが判明した。定時制課程では母子家庭が26.5%、父子家庭4.9%、両親以外の保護者は1.6%であった。2.5人に一人は母子家庭ないし父子家庭に育つ生徒で、勤労青少年と言われた時代から、今は働かなくても働くところがなく働けない生徒で、比較的経済的にも恵まれない生徒と考えられる。

基本施策18：教育環境の整備等については、例えば、夜間停電が発生した場合の生徒の安全対策であるが、約4割弱の学校では安全対策を決めていると答えているのに対し決めていないが3割、検討中が3割の状況である。地震対策については、交通機関が止まった場合の生徒の下校手段、校内宿泊の場合の安全対策等、公的機関との連携が必要になるなど学校単独では十分な安全対策は決められないという学校が多く見られた。

特に、単位制の学校では、学年制と異なり生徒の状況確認・掌握など生徒の管理が非常に困難になるとの指摘もあった。

基本施策21：豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実について

家庭教育は、すべての教育の原点であることは言うまでもないことであるが、現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、一部の家庭環境の多様化や地域社会の変化などを背景として、親子の人間関係がますます弱まり、子供の社会性や自立心などの育成に課題が生じるなど、家庭教育が困難な社会になってきている。毎日の新聞やTVニュースでは子供の虐待、子供殺しの報道が絶えないところである。定時制課程・通信制課程に学ぶ生徒の実態を見ると、

悩みがあっても相談相手がいないという生徒は、定時制課程で27.0%、通信制課程で23.7%で、4人に一人ないし3人に一人は相談相手もない生徒である。

毎年、我々の財団で全国定通制生徒の11種目のスポーツ大会を実施しているが、どの大会の観客席にもほとんど保護者の姿は見ることが出来ない。

また、夜間定時制高校では、半数強の学校では完全給食を実施しているが、2割強の学校では軽食(パンと牛乳)または牛乳のみの給食である。勤労青少年の中には、家から通学しているにも係わらず給食が唯一の食事であると答えている生徒が少なくないのが現状であり、夜間定時制高校に通学する高校生への給食補助は打ち切られています。全高校生の1割と少数であっても勤労青少年の食育指導の大切さが課題である。

最後に、古人の言葉に「教育は百年の計である」「教育を軽んずる国家は必ず滅びる」とある。聖域なき規制緩和・競争社会で成果主義の煽りを受け、地域の教育力が低下し、生徒・学生の基礎学力がPISA値や国語研究所の報告からも明らかのように低下している。最近の統計では、全日制高等学校に学ぶ生徒の四人に一人は日常の学習活動等に不適應の状況にあるといわれている。また、若者の多くは規制されることを嫌い、自らの権利のみを主張する風潮にある。

難関をようやく突破した最高学府の学生が大麻や薬物に手を染め、高齢者に振り込め詐欺を働いて話題になっている。彼らにはその後の末路を見通す力もなくなっているのではないだろうか。日々青少年による凶悪な事件が続発して起き、世間を震え上がらせている。

こうした若者の犯罪の多発することの一つには、人間として・社会人としての基本的ルールを身につけた生き方、品格ある人間教育が疎かにされてきた結果であって、自ら汗して働き自活していくことの大切さを蔑ろにした大学進学一辺倒の教育にも大きな要因があるように思われる。社会的倫理観の希薄化にともない、社会全体の倫理観や社会的使命感を喪失して、いじめ・暴行・殺人など凶悪な犯罪が連続的に発生して、若者の罪悪感の低下・規範意識の低下現象は極めて残念に感じているところである。

平成 24 年 10 月 15 日

中央教育審議会教育振興基本計画部会
部会長 三村 明夫 殿

日本私立小学校連合会
会長 清水良一

「第 2 期教育振興基本計画（審議経過報告）」についての意見書

はじめに

新しい教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、平成 20 年 7 月に策定された「教育振興基本計画」遂行 5 年目を迎えた今日、貴部会において達成状況を総括し、「第 2 期教育振興基本計画」を策定されることはとても意義深いものとする。

「審議経過報告書」を拝読し、その後の社会情勢の変化や子どもたちの実態を踏まえ、更に将来を展望して我が国の危機回避に向けた教育行政の基本的方向性として、

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を支える人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

の 4 点を示していただいたことは高く評価したい。

この機会に今後、貴部会において「第 2 期教育振興基本計画」の策定に向けて審議される上で参考にしていただきたい諸点を日本私立小学校連合会として提言しておきたい。

(1) 社会を生き抜く力の養成について

20 世紀までの我が国では、個人の幸せを追求するあまりややもすると競争原理の中で「自分さえ良ければいい」という風潮が見受けられた。第 2 期教育振興基本計画が「世界トップの学力水準を目指す」あまり、教育現場が点数主義に走り、同じ過ちを繰り返さないような配慮をお願いしたい。

21 世紀の教育の柱は、学習指導要領の理念である「生きる力」の育成に繋がる、感謝の心・思いやりの心・自然を思う心の育成や生命の尊厳を知り、学習意欲などの主体的に学習に取り組む態度を身につけた「確かな学力」の育成と共に「人間教育」を重視していくべきと考えている。

(2) 教員の資質能力向上と有能な教員の確保について

教育は国家百年の大計と言われるように、将来を展望した教育振興基本計画を策定すると共にそれを実践し推進していく教員の確保と養成が重要であることは言うまでもない。教員の資質については、基本的には児童愛をもって子どもと向かい合い、将来の社会の担い手を育てるという熱い想いと常に学び続ける態度がとても重要な要素になると考える。更に教育専門職としての、強い使命感が求められる。

そうした有能な人材を期待する以上、給与や待遇面の向上も含めて、教員をもっと魅力ある職業にして、教員を志望する人が増える社会状況を作り出さなければならない。それには教員の社会的な地位を向上させる施策も必要である。昨今の報道のように、いじめの問題の責任を全て学校や教員だけに押しつけるような風潮は、教員は割が合わない職業として敬遠されかねない。精神面で、負担を感じている教員も少なくないので、これを改善していく手だてが必要である。

社会から幅広く教員を採用する必要性から、一般企業からの転職もしやすくなるような道筋をつけることも必要である。例えば、昭和40年代に実施された仮免許制度の導入なども一つの方法と考える。

(3) 私立学校の振興と教育投資のあり方について

長引く経済不況の中、資源の乏しい我が国が生きる道は世界で活躍できる人材の排出につきる。そこで「教育立国」のスローガンはまさに的を射たものだと考える。しかし、その実施となると、現状の教育投資では厳しいと言わざるを得ないだろう。

双方向の講義、実験・実習の授業、問題探求型の授業、語学力の向上を進めて行くのはその通りであるが、これを実践していくためには少人数クラス編成が不可欠である。それには児童数に対する、教員数の増加が必要となる。

教育にパソコンや電子黒板、ネット環境などのIT機器も必要であるが、これも一度整備したらそれで終わりではない。機器の寿命や進歩による新しい機器への買い替えも必要である。災害に対する備蓄品も同様である。

このように計画を実現していくためには、財源の確保が必要不可欠である。国は教育基本法に示された教育理念の実現に向けて、教育費の私費負担(33.3%、OECD平均は15.3%=2009年)に頼ることなく、公財政支出を増額し、国としての責任を果たすべきである。「教育への公財政支出は個人及び社会の発展の礎となる未来への投資です」(教育振興基本計画：平成20年7月1日閣議決定)の理念を踏まえ、公財政支出の対GDP比3.5%を少なくともOECD諸国の平均水準の5%までは教育投資を拡大していただけることを期待したい。

(4) 入試制度の改革について

大学改革については触れられているが、入試制度の改革については触れられていないので提言しておきたい。現在、大学の推薦入試、AO入試がかなり増加してきていることは事実である。しかし、いまだ1回のペーパーテストのみで入試判定が行われている学校もあるようだ。この形態が伝播して、高校以下の教育や入試方法にも影響を与えている。

ペーパーテストも必要であるが、それは材料の一部であり、小論文、面接、成績証明書、推薦書などから総合的に判断する入試を実施する必要があると考える。なぜならば、双方向の講義、問題解決型の授業、演習・実験の授業を行う必要が謳われているが、ペーパーテストの対策としては、必要ないか、あるいは効率の悪い授業になってしまうからである。

欧米諸国に追いつけ、追い越せという時代には、知識を問うような問題が全体のレベルアップという点で重要であったが、生活水準がここまで上がった我が国で、これからのリーダーを排出する必要性がある中、これまでの知識だけを習得するような教育では無理である。このため各学校が入試の材料をペーパーテストだけではなく、手間暇かけて多様な面から評価するようになれば、日本全体の教育のスタイルが、この基本計画に書かれている理想に近づくことができるのではないだろうか。

(5) その他

その他、気がかりな点を一つ提言させていただくと、「審議経過報告書」全文にわたりセーフティネット等、カタカナ言葉（表記）がとても多く使用されている。国際化を迎えた今日、子どもたちにこれまで以上に日本の文化や伝統を大切にするように指導している我々の立場からみると、もっと日本語を大切にしていける意味でも、日本語で表記できる場所は日本語を使用させていただくようお願いしたい。

中央教育審議会教育振興基本計画部会にかかる意見書

公益社団法人 全国学校栄養士協議会

会 長 長島 美保子

近年子どもたちの偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れが生活習慣病を引き起こす一因であることも懸念されている現状を踏まえ、学校教育の中で健康教育にしっかり取り組んでいくことが望まれています。

子どもたちにとって、食生活の改善や睡眠時間の確保など、生活習慣の確立は「生きる力」の基盤であります。その第一義的な責任を負うべき家庭の教育力の低下傾向も否めない中、子どもへの食育は学校教育においても充実が望まれているところです。

このことを踏まえ、現行の学習指導要領において、食育は「社会の変化への対応の観点から教科等を横断して改善すべき事項」として示されその総則に「学校における食育の推進」が明確に位置づけられております。さらに関連する教科等においても、学校における食育の推進に関する記述が充実しているところです。

栄養教諭制度が創設されて7年が経過しました。私たちは、学校給食管理と指導を一体のものとして、学校における食育の中核的な役割を果たしつつ、自らの資質向上を図り、日々職務を遂行しているところです。しかし、全国における栄養教諭の配置率は平成24年度38.0%（別紙のとおり）であり、各都道府県における配置の格差は大きく、児童生徒が等しく食育を受けることのできない状況が懸念されます。

次代を担う子どもたちに、変化の激しい社会を生き抜く力をつけ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけさせるにあたり、これらを支える根幹はまさに食であります。

健康で豊かな人間性を育ていけるよう、栄養がとれる食事の取り方などについて正しい知識に基づいて、自ら判断し実践していく能力などを身につけさせるための食育の担い手である栄養教諭の1校1名の配置がなされるよう、下記事項について改善を図っていただきたいと思えます。

○学校教育法第4章（小学校）・第37条を改正していただき、栄養教諭を加えていただきたい。従って2. の栄養教諭を削除していただきたい。

第37条の改正

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び事務職員をおかなければならない。

2 小学校には前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、その他必要な職員を置くことができる。

○きめ細かで質の高い教育に対応するために教職員配置の適正化が重要であるとのことから、栄養教諭の定数も教職員定数に組み込んでいただき計画的な改善を検討していただきたい。

次に、栄養教諭が行う指導について、学習指導要領第1章総則の教育課程編成の一般方針では、

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。時に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎が培われるように配慮しなければならない。
(アンダーラインは本会が入れたものです。)

さらに、小学校学習指導要領解説 総則編 第1節教育課程編成の一般方針では、

3 体育・健康に関する指導

健康に関する指導については、児童が身近な生活における健康に関する知識を身につけることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、児童が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても、教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。
(アンダーラインは本会が入れたものです。)

以上のように示されているが、現実には取り組む内容、時間数が明確に示されていないために取り組みに学校格差があり、子どもたちが、等しく学んでいる状況にないと思われる。そこで、下記のことについてお願いいたします。

○栄養教諭が行う食に関する指導は、教科による体育の中の保健領域、家庭科、中学校保健領域並びに家庭領域に、明確に授業時数と内容を明示していただきたい。

○食に関する指導は、小学校・中学校それぞれ統合して、食を指導する教科「栄養科」として、指導内容の一貫化と深化を図っていただきたい。

次に、防災教育の取り組みについて、意見を述べさせていただきます。

ライフラインが途絶えた中での生命をつなぐ食は、成長期の子どもにとっても、最も重要なものであります。

○学校における防災教育の中に、ぜひ、栄養教諭が災害発生時に備えた食の確保と栄養について、指導することのできる時間と場所を明示していただきたい。

平成24年4月1日現在

栄養教諭の配置状況

(単位:人)

No.	都道府県名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(参考)(国公私) 学校栄養職員等 (H22.5月)(B)	栄養教諭比率 (A/B)(推計)
		配置数	配置数	配置数	配置数	配置数	配置数	配置数	配置数(A)		
1	北海道	10	67	194	263	328	362	404	414	573	72%
2	青森県			6	6	18	21	23	29	112	26%
3	岩手県			17	32	43	59	74	74	161	46%
4	宮城県		3	12	25	35	44	54	62	280	22%
5	秋田県		1	4	8	15	21	25	29	140	21%
6	山形県		1	5	12	17	34	49	56	108	52%
7	福島県			12	20	28	27	27	26	240	11%
8	茨城県		10	20	36	42	47	45	47	265	18%
9	栃木県			9	22	34	43	43	42	210	20%
10	群馬県			6	14	19	18	27	34	214	16%
11	埼玉県		5	10	15	65	115	138	165	659	25%
12	千葉県		5	10	15	23	38	58	85	756	11%
13	東京都				5	16	27	36	44	1190	4%
14	神奈川県			8	12	26	40	52	164	660	25%
15	新潟県			2	32	73	100	119	122	281	43%
16	富山県		1	4	8	10	20	25	25	125	20%
17	石川県		4	11	20	30	41	49	55	123	45%
18	福井県	10	32	30	32	32	32	32	32	96	33%
19	山梨県			5	5	5	13	21	24	133	18%
20	長野県			5	20	23	43	41	62	289	21%
21	岐阜県			4	4	81	97	112	116	201	58%
22	静岡県				3	5	28	36	46	347	13%
23	愛知県		10	10	68	73	117	144	161	452	36%
24	三重県		11	48	72	98	112	115	111	180	62%
25	滋賀県		4	11	15	20	27	30	35	92	38%
26	京都府		58	91	122	131	154	156	167	206	81%
27	大阪府	9	9	20	140	270	385	442	423	611	69%
28	兵庫県			51	285	312	322	338	331	425	78%
29	奈良県			10	20	27	30	32	33	128	26%
30	和歌山県			3	3	10	12	15	20	104	19%
31	鳥取県			3	3	11	15	19	19	62	31%
32	島根県			14	29	49	62	61	60	80	75%
33	岡山県		3	9	21	26	34	41	53	303	17%
34	広島県			10	10	10	26	26	50	244	20%
35	山口県		7	16	32	48	63	78	82	178	46%
36	徳島県		9	17	25	25	25	35	44	110	40%
37	香川県		5	5	19	41	54	71	74	96	77%
38	愛媛県		16	41	57	77	85	91	96	166	58%
39	高知県	5	11	15	19	23	31	41	44	94	47%
40	福岡県		9	40	70	115	177	213	253	431	59%
41	佐賀県		3	5	10	17	27	34	42	114	37%
42	長崎県			12	33	51	68	77	90	155	58%
43	熊本県			15	30	42	51	67	76	207	37%
44	大分県			7	14	20	20	23	23	141	16%
45	宮崎県		6	11	16	22	26	28	26	127	20%
46	鹿児島県		69	144	161	163	162	155	156	194	80%
47	沖縄県			4	14	14	24	31	40	136	29%
	合計	34	359	986	1,897	2,663	3,379	3,853	4,262	12,199	38%

※(参考)の「学校栄養職員等」の人数は、「平成22年度学校給食実施状況調査」中の「都道府県別栄養教諭・学校栄養職員配置状況」における、栄養教諭と学校栄養職員を合算した数である(国公立)。
 ※上記の配置状況の人数には、休職・休業中の者は含まない。

中央教育審議会
教育振興基本計画部会
部会長 三村 明夫 様

全国都道府県教育委員長協議会
会 長 木 村 孟

全国都道府県教育長協議会
会 長 比留間 英 人

第2期教育振興基本計画策定に対する意見について

今回、中央教育審議会において、「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」がまとめられたが、地方の教育行政に携わる者として、留意いただきたい事項などを下記のとおり申し述べたい。

あわせて、第2期の教育振興基本計画では取組ごとの数値目標に加え、目標達成に必要な財源の確保・充実についても明記していただきたい。

記

1 答申のとりまとめに当たって

第2部「今後5年間に実施すべき教育上の方策（案）～4つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と29の基本施策～」について、次のとおり意見を申し述べたい。

第2部「今後5年間に実施すべき教育上の方策（案）」

～4つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と29の基本施策～

全体を通じて

- ・ 「Ⅰ 4つの基本的方向性に基づく方策」と同様に、「Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備」及び「Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援」についても国民にわかりやすい「成果目標」及び「成果指標」を設定すべきである。
- ・ 国として、第2期教育振興基本計画全体の進捗をどのようにPDCAサイクルで評価・改善していくのか、方向性を示していただきたい。

I 4つの基本的方向性に基づく方策

1. 社会を生き抜く力の養成

(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）

- ・ 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップに関しては、思考力・判断力・表現力の効果的育成等に各教育委員会や各学校で取り組んでいるが、全国学力・学習状況調査などで各学校が確実に評価・検証できる体制を確立していただきたい。

1-3 高等学校教育の改善・充実

- ・ すべての生徒に共通して身に付けさせる能力の明確化について、検証テストの実施などの案も検討されているようだが、そもそも入学試験を経て入学した生徒たちは、学校によって学力等の偏りがあるので、現在の個々の高等学校の特色が損なわれない範囲で検討していただきたい。また、育成すべき人材像については、学校卒業後の社会参画を強く意識させるよう言及していただきたい。

さらに、高等学校で修得すべき内容の修得状況を明らかにする旨の記述があるが、修得状況を把握する方法の確立を方策として打ち出していただきたい。

基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上

3-1 教員の養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築

- ・ 中央教育審議会特別部会から出された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）H24. 8. 28」では、国公私立大学の一般の修士課程の役割が大きいことが示されているので、このことについても記述していただきたい。
- ・ 教員免許更新制度における教員免許更新講習の実質的な内容は、研修であることから、研修制度の枠組みの中に位置付けるなど、「学び続ける教員を支援する仕組み」として、教員免許更新制度の方向性等を含めて研修制度の在り方について記述していただきたい。特に、教員の負担増や多忙化、教員を希望する者の減少等につながらないよう現行の10年経験者研修等の法定研修との整合性を含めて十分検討する旨の内容を盛り込んでいただきたい。

基本施策5 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・ 【基本的考え方】についても教育内容・方法に加え、人的配置及び施設整備の改善充実を図ることを記述していただきたい。

5-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

- ・ 幼・小・中・高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもへの支援を充実させるためには、特別支援学校のセンター機能の充実が必要である。そこで、

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの配置を更に促進することについて記述していただきたい。

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

- ・ 意見なし。

3. 学びのセーフティネットの構築

成果目標 6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）

基本施策 1 6 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

1 6 - 1 幼児教育に係る教育費負担軽減

- ・ 幼稚園就園奨励費補助の記述については、既に実施され対象の拡大等も図られているものであることから「実施」ではなく「充実」とすべきである。

1 6 - 3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- ・ 学生等に対する奨学金について、所得連動返済型の無利子奨学金制度についてのみ記載となっているが、国の負担による給付型奨学金の制度創設についての記載が必要である。

成果目標 7（安全・安心な教育研究環境の確保）

- ・ 【成果指標】の②について、学校の防災関係施設・設備に係る記述については大災害が起こった場合、指定避難所以外の学校で子どもを含む避難者の待機場所として利用されることが想定されることから、すべての学校において推進することが必要であるので、すべての学校を対象とすべきである。

基本施策 1 8 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

- ・ 【基本的考え方】について「学校施設の耐震化や非構造部材を含む防災機能の強化」とあるが、「学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策及び津波被害対策を含めた防災機能の強化」とするなど津波被害対策について記述していただきたい。

1 8 - 1 安全安心な学校施設

- ・ 「非構造部材の耐震対策を含めた防災機能の強化」とあるが、「非構造部材の耐震対策及び津波被害対策を含めた防災機能の強化」とするなど津波被害対策について記述していただきたい。

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8（互助・共助の活力あるコミュニティの形成）

基本施策 1 9 活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進

19-2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 学校運営がコミュニティの活力の差に影響されないよう、コミュニティの充実を推進する支援も必要である。また、学校と地域社会等とを結ぶコーディネーターの活動は、コミュニティ充実の一翼を担うことにもなるため、その配置に係る支援が必要である。
- ・ 学校と地域の連携の窓口となる担当教員（コーディネーター）の校務分掌への位置付けや、その業務への社会教育主事有資格者の積極的な活用などの仕組みづくりについて検討する必要がある。

基本施策 2 1 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

- ・ 【基本的な考え方】について、課題を抱える家庭に対しては、学校のみならず、保育所・保健センター・民生委員等の福祉関係部局・機関との連携が不可欠であり、【現状と課題】にも「福祉等と連携」といった記述があることから福祉等との連携についても言及すべきである。
- ・ 【現状と課題】において、児童虐待や育児放棄などの発生を予防するため、次世代の親となる青少年に親になるための学びの機会を提供する必要があることについて、言及すべきである。

2 1-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 【基本的な考え方】で述べた意見と同様に学校だけでなく福祉等との連携についても記述すべきである。

II 4つの基本的方向性を支える環境整備

基本施策 2 2 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

2 2-1 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立

- ・ 県費負担教職員の人事権の移譲については、各都道府県内において一定の教育水準と教育環境を確保する観点から、適切に検討を進めること。
また、人事権者と給与負担者は、一致させるべきであることから、まずは政令指定都市の教職員給与を都道府県の負担から政令指定都市の負担とすることについて、財源問題に道筋をつけるとともに早期にスケジュールを示し実施すべきである。

基本施策 2 3 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

- ・ 【基本的考え方】について「国・地方の財政状況を十分勘案しながら、計画的な教職員定数改善を検討する。」とあるが、「国・地方の財政状況を十分勘案しながら、地方における教職員採用や施設整備に支障が生じることがないように、計画的な教職員定数の改善を検討する。」とするなど、地方における支障が生じないようにすることを明記していただきたい。

23-1 学級規模及び教職員配置の適正化

- ・ 教育上の様々な課題の一つとして特別支援教育を挙げているが、特別支援教育に対するニーズは、近年、急速に高まっている。そこで、特別支援学級の学級編制基準の見直しや人材育成については別に記述し、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに対応した指導を行うことを明確にしていきたい。
- ・ 「優秀で意欲のある人材を教員として確保するための更なる選考方法の改善・・・(以下省略)」の記述について、例えば「23-2 質の高い教員の確保」などとして別で項目立てすべきである。

基本施策29 社会教育推進体制の強化

- ・ 「新しい公共」の理念が広がりを見せる中、各地方公共団体の社会教育担当部局が中心となって、首長部局や企業、大学、NPO等との連携・協働を着実に推進できるような環境づくりを進めていきたい。また、予算削減による社会教育の質の低下や、安易な分散化につながることはないよう、各地方公共団体への支援・協力をしていきたい。

29-1 社会教育推進体制の強化

- ・ 社会教育主事配置を推進する地方公共団体への支援や、社会教育関係職員の研修充実のための施策が必要である。

Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援

(主に初等中等教育段階)

○地域コミュニティの拠点である学校施設の再生による「学校からのまちづくり」の推進

- ・ 学校に公民館や公民館機能を併設し専任職員を配置することで、「学校からのまちづくり」が一層進んでいくのではないかと考える。そうした施策を展開しようとする地方公共団体へ支援していきたい。

(生涯の各段階)

○学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援

- ・ 支援者と地域住民が共に学び、お互いの理解を深めることは、被災地の地域コミュニティ再生ともなるため、更に充実した支援策を講じていきたい。

「第2期教育振興基本計画について」に関する意見

2012.10.22 提言・実践首長会

「第2期教育振興基本計画について（審議経過報告）」の内容に関して、提言・実践首長会の会員市町村からの意見を提出いたします。なお、この意見は、提言・実践首長会としての総意ではありません。それぞれの現場からの意見として出させていただいたもので、よろしくご了承の程、お願いいたします。

基本施策1 確かな学力を身に付けるために教育内容・方法の充実

- 1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ
- 1-4 学校間連携の推進

- 質の高い授業をしていくことが基本であり、そのためには教職員が教材研究をするための時間を確保する必要がある。
- 協働型、双方向型の授業への革新を図るためには、競争原理に偏った意欲喚起手法の見直しと入試方法の見直しを同時に行う必要がある。
- 小中一貫教育に関しては肯定的意見や慎重意見が混在し、様々な課題も指摘されているので、早急に十分な研究・検証を行い、積極的な運用に向けての諸整備を図っていただきたい。

基本施策2 豊かな心と健やかな身体の育成

- 2-2 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実
- 2-3 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

- 体を上手く使えない児童、転んでも手をつけない等の児童が増えている。子どもの身体が危機的とも言える実態であることを、しっかりと考慮する必要があるのではないか。
- スクールカウンセラーの学校勤務の頻度をあげることにより、支援の充実が図られる。
- いじめや不登校、暴力問題の解決には、教職員が子どもと向き合う時間を確保すべき。
- いじめの認知件数を問題視する風潮を改めないと、現場での早期発見、早期対応がなされない。いじめを早く発見したことを評価することで、事象が表に出てくるようにすべきである。

基本施策3 教員の資質能力の総合的な向上

- 3-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築
- 3-2 適切な人事管理の実施の促進

- 教職員の資質能力の向上については、知識内容の向上とともに、単元構成の力や授業構想の力、子どもとのコミュニケーション能力の向上等、バランスよく身につけさせていく必要がある。
- 修士レベル化は重要であるとする。学士、修士、博士による差が配慮されていないので、モチベーションを高める上でも、給与格差を設けるべきである。学び続ける教員を支援する施策が必要である。
- 田舎の教育の充実にとっても、大学と教育委員会との連携は重要である。

基本施策 4 幼児教育の充実

4-1 幼児教育の質の向上

4-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等

- 幼稚園と小学校との連携が困難な地域がある。特に発達障がいに係わる継続的な支援が困難となる。私立と公立の子どもの情報共有や支援の継続性にも問題がある。
- 幼稚園の教員及び保育士の身分を義務教育学校等と同様に国や県が保障することにより、優れた人材を確保し、教育レベルの向上をねらうべきである。

基本施策 5 特別なニーズに対応した教育の推進

5-2 発達障害のある子どもへの支援の充実

5-3 特別支援学校の専門性の一層の強化

- 幼児期から発達障がいに係る支援を行うなど、早期に対応する体制作りが必要である。
- 発達障がいに対する認識の違いが保護者のみならず一般でも見られる。特別支援教育が特別なものではなく、様々な子どもたちのニーズに沿った教育を行うものであることを、広く一般的に知らせていく必要がある。
- 特別支援教育に関する研修を深め、学級担任としての指導力の向上を図るとともに、学校・家庭・地域・医療機関の連携による指導支援体制の構築を図ることが必要である。
- 特別支援教育では、専門性を有する人材が不足し、医療機関も限られている。厚生労働省と文部科学省の縦割り行政を改善し、一本化すべきではないか。

基本施策 6 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

- 全国学力・学習状況調査等による継続的な実態調査が大切である。

基本施策 8 大学教育の質の保証

- 現場を中心として、大学院が機能し教員の修士レベル化を図る必要がある。
- 大学によって卒業生の質に差がある。単位認定基準を標準化する必要がある。
- 大学全入時代における単位取得の厳密性を高めないと、大学の権威失墜している現状を打破できない。

基本施策 12 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

- 就職活動の長期化、早期化は、大学教育の本来あるべき姿から逸脱している。
- 若者の自信を失くしている「就活」の現状を変える必要がある。

基本施策 16 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

16-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

16-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

- 幼児教育については、市町村の負担が年々増大していること、又十分に補助できない市町村も少なくないことを考慮する必要がある。
- 高校無償化制度は、大変良いことであるが、親の経済格差が子どもの教育格差となる現状を解決することにはならない。問題は、大学や高校の入試制度にあると考える。

基本施策 21 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

- 家庭における教育力の低下を、社会的な課題ととらえることが必要である。

基本施策 22 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

22-1 地方の主体性、創意工夫が活かされる教育行政体制の確立

22-2 地域とともにある学校づくりの推進

- それぞれの学校が、主体的に学校運営に取り組めるようにすべき。そのためには、学校長の権限の強化等も含め、地域とともにある学校づくりの推進を図るべきである。
- 学校は地域の拠点的功能をもっている。地域とともにある学校づくりのためのコミュニティースクールについての認識を高めていく必要がある。
- 学校現場と行政の連携が必要である。教師は教えることのプロとして、県教委からの派遣職員という位置づけになっているが、地域をよく理解してもらうことが重要である。
取り組み事例：毎年市内全校の教頭と校長を集めて、市長の地域づくりの講演を聞いてもらっている。
- 教育長人事がとても重要である。教育長には行政の動きをよく理解した上で、教育行政を監督してもらうことが重要である。
取り組み事例：教育長にも市議会に同席してもらい、首長部局の予算査定を理解させる。

基本施策 23 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員体制等の整備

23-1 学級規模及び教職員配置の適正化

- 今日の様々な課題を解決する上で、教師が子どもに向き合えるようにすることがもっとも重要であり、教員の配置数が昔と変っていない現状を改善すべきである。
- 小学1年生は35人以下学級となったが、小学2年生以上や中学校でも35人以下学級の早期実現が望まれる。

基本施策 25 大学におけるガバナンスの機能強化

- 大学への投資こそ、日本の将来のために必要である。研究のみという大学職員が多いように思われるが、大学として、卒業後の進路指導を確実に実施する必要があるのではないかと。

提言・実践首長会の概要

～提言・実践首長会が、日本を変える、変革を提言・実践する～

■設立の趣旨

提言・実践首長会は、地域主導での地域づくりを目指して全国より有志首長が集い、連携して政策の提言を行い自ら実践をしていこうという政策提言実践集団であり、平成14年8月に発足しました。元々は、平成8年発足の全国首長連携交流会を母体に、テーマ部会を設けて、より具体的な議論と実践に結び付けることを意図して発足したものです。

提言・実践首長会は、会合の頻度を増すとともに議論を継続し、実際の政策に向けて提言と実践を行ってきました。これまでに、教育部会、市町村合併部会、農業・農村部会、医療福祉・健康部会、行政改革・公会計、連携型公共事業部会、かわ・くにつくり部会、防災・コミュニティ部会等を設置し、提言を作成・提出しております。また、教育リレーフォーラムを開催し、教育関係者だけでなく、まちづくり実践者や行政関係者などを交えて、教育について多角的に検討を重ねております。

■テーマ部会と部会長

	テーマ部会名	部会長
1	地域主権部会	松崎 秀樹（浦安市長）
2	復興・防災部会	國定 勇人（三条市長）
3	農林業・農山村部会	仁志田 昇司（伊達市長）
4	社会資本部会	吉田 信解（本庄市長）
5	子ども政策部会	森 真（各務原市長）
6	観光・交流部会	片山 健也（ニセコ町長）

■役員及び事務局

- 顧問 糠谷 真平（国民生活センター顧問）、森 民夫（長岡市長／全国市長会会長）
- 会長 久住 時男（新潟県見附市長）
- 会長代行 森 真（岐阜県各務原市長）
- 副会長 宮路 高光（鹿児島県日置市長）
- 監事 松崎 秀樹（千葉県浦安市長）

オブザーバー（*首長出身の国会議員等）

- * 逢坂誠二（衆議院議員）、* 鈴木克昌（衆議院議員）、* 石田芳弘（元衆議院議員）、
- * 長島忠美（衆議院議員）、篠原孝（衆議院議員）

事務局 特定非営利活動法人 地域交流センター（代表理事 橋本正法）

〒104-0043 東京都中央区湊1丁目9-8 八重洲第6長岡ビル3F

電話 03-3553-7344 FAX03-3553-7346 Email : hashimoto@jrec.co.jp

■ 会員首長名簿（平成 24 年 3 月現在）

	都道府県	市町村	役職	首長名	備考
1	北海道	ニセコ町	町長	片山 健也	
2	岩手県	金ヶ崎町	町長	高橋 由一	
3	秋田県	横手市	市長	五十嵐 忠悦	
4	秋田県	大潟村	村長	高橋 浩人	
5	福島県	伊達市	市長	仁志田 昇司	
6	福島県	会津坂下町	町長	竹内 昶俊	
7	栃木県	栃木市	市長	鈴木 俊美	
8	群馬県	渋川市	市長	阿久津貞司	
9	群馬県	みなかみ町	町長	岸 良昌	
10	埼玉県	本庄市	市長	吉田 信解	
11	千葉県	浦安市	市長	松崎 秀樹	監事
12	新潟県	長岡市	市長	森 民夫	顧問
13	新潟県	三条市	市長	國定 勇人	
14	新潟県	燕市	市長	鈴木 力	
15	新潟県	見附市	市長	久住 時男	会長
16	新潟県	聖籠町	町長	渡邊 廣吉	
17	富山県	氷見市	市長	堂故 茂	
18	富山県	高岡市	市長	高橋 正樹	
19	福井県	勝山市	市長	山岸 正裕	
20	山梨県	笛吹市	市長	荻野 正直	
21	岐阜県	各務原市	市長	森 真	会長代行
22	岐阜県	白川町	町長	今井 良博	
23	愛知県	知立市	市長	林 郁夫	
24	三重県	いなべ市	市長	日沖 靖	
25	長崎県	雲仙市	市長	奥村 慎太郎	
26	鹿児島県	日置市	市長	宮路 高光	副会長
27	沖縄県	金武町	町長	儀武 剛	

